

指摘事項の末尾の\*印のあるものは、同様指摘が2件以上を示す。

## I 診療内容等に関する事項

### 11. 処置(続き)

#### (5) 加圧根管充填処置

- ① 算定要件を満たさない加圧根管充填処置を算定していたので改めること。
  - ア 処置を行った根管数と算定した根管数が一致していなかった。\*
  - イ 気密な根管充填を行っていない例が認められた。\*
  - ウ 根管充填後の歯科エックス線撮影による確認ができない例が認められた。

以上が返還金の対象。

- ② 根管充填後の歯科エックス線撮影の画像が不鮮明な例が認められたので鮮明な画像撮影に努めること。
- ③ 根管充填材が根尖孔へ到達していない例が認められたので、良好な根管充填が得られるよう努めること。\*

#### (6) 床副子

- ① 算定要件を満たさない床副子を算定していたので改めること。
  - ア 歯ぎしりに対する咬合床(アクチバトール式のものを除く)をアクチバトール式として算定している例が認められた。[返還金事例]
- ② 床副子において、病態の内容の診療録の記載が具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。
- ③ 顎関節症の診療において確定診断の根拠及び病態審査の内容の診療録の記載が不十分であったので、適切に記載すること。\*(「不十分な例」記載含む)
- ④ 顎関節症及び歯ぎしりの診療において、確定診断の根拠及び病態審査の内容の診療録の記載が具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。
- ⑤ 歯ぎしりの診療において、診療録に確定診断の根拠及び病態審査の内容の記載が具体性を欠く不十分な例が認められたので適切に記載すること。

#### (7) 暫間固定

- ① 算定要件を満たさない暫間固定を算定していたので改めること。
  - ア エナメルボンドシステムによる暫間固定について装着料を算定している例が認められた。[返還金事例]

#### (7)-2 暫間固定装置修理

- ① 算定要件を満たさない暫間固定装置修理を算定していたので改めること。
  - ア レジン床固定法若しくはレジン連続冠固定法による暫間固定でないものに暫間固定装置修理を算定していた。[返還金事例]

#### (8) 歯冠修復物又は補綴物の除去(1歯につき)

- ① 算定要件を満たさない鉤の除去を

## 27年度 個別指導指摘事項④

ここに紹介する平成27年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。掲載4回目。

算定していたので改めること。

- ア 修理又は床裏装を前提としないものに除去の費用を算定している例が認められた。\*

- ② 算定要件を満たさない歯冠修復物又は補綴物の除去を算定していたので改めること。

- ア 修理を前提としない鉤の連結部からの切断について除去を算定している例が認められた。

- イ 診療録に記載のない修復固定について、修復装置(線副子)の撤去を算定している例が認められた。

[①②の例いづれも返還金事例]

#### (9) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 算定要件を満たさない有床義歯床下粘膜調整処置を算定していたので改めること。

- ア 有床義歯床下粘膜調整処置を行った後に床裏装又は有床義歯の新製が行われていない例が認められた。[返還金事例]

#### 12. 歯周治療

前号の「6.検査」で既に掲載のほか、3医療機関では、項目「処置」の「歯周組織の処置」として指摘、11医療機関では項目「歯周治療」で指摘を行っていた。内容はいづれも歯周治療に関するもので、ここでは「12.歯周治療」として既掲載分を除き一括した。

##### (1) 歯周病検査(前号の検査も参照)

- ① 算定要件を満たさない歯周病検査を算定していたので改めること。
  - ア 診療録に1点法以上の歯周ポケット測定及び歯の動揺度検査の検査結果の記載がない例が認められた。[返還金事例]
- ② 算定要件を満たさない歯周精密検査を算定していたので改めること。
  - ア 実施した本数を誤って算定している例が認められた。[返還金事例]
- ③ 歯周病検査において、歯周基本治療後に比較的短期間で2回目以降の歯周基本検査が実施されているので適切な時期に実施すること。

##### (2) 診断等(「歯周治療の処置」としてあった総論的な指摘も含めた)

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月日本歯科医学会を参考とする等、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。\*
- ② 診療録に歯周病に係る症状、所見等の記載が乏しく診断根拠や治療方針が不明確であるので改めること。\*
- ③ 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わないまま治療が中断している

例が多見されたので治療の充実を図ること。

- ④ 歯周病に係る症状、所見及び治療方針等の診療録の記載を充実させ、診断根拠や治療方針を明確にすること。\*

- ⑤ 歯周病の治療と並行して行った歯冠修復又は欠損補綴について、診断と処置の流れを再考すること。

- ⑥ 歯周病の治療と並行して行った歯冠修復又は欠損補綴について、診断と処置の流れを再考すると共に計画的に行うこと。\*

#### (3) 歯周基本治療

- ① 算定要件を満たさない歯周基本治療を算定していたので改めること。
  - ア 不適切な歯周基本検査に基づいてスクレーリングを行っている例が認められた。[返還金事例]
- ② 算定要件を満たさないスクレーリング・ルートプレーニングを算定していたので改めること。
  - ア 歯周病検査等の結果等から判断して、スクレーリング・ルートプレーニングの必要性に乏しい例が認められたので改めること。[返還金事例]

#### (4) 歯周基本治療処置

- ① 算定要件を満たさない歯周基本治療処置を算定していたので改めること。
  - ア 歯周基本治療を行っていないにもかかわらず算定している例が認められた。\*[返還金事例]
  - イ 使用した薬剤名を診療録に記載していなかった。\*[返還金事例]

#### 13. 手術

##### (1) 診療録記載等

- ① 診療録に施術した手術内容の記載が
  - ア 不十分な例が認められたので適切に記載すること。
  - イ 具体性を欠き不十分な例が認められたので適切に記載すること。
- ② 診療録に施術した手術の術式及び所見の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。\*
- ③ 診療録に施術した手術の術式、所見及び症状経過の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

##### (2) 抜歯

- ① 算定要件を満たさない抜歯手術を算定していたので改めること。
  - ア 臼歯を難抜歯で算定している例が認められた。\*
  - イ 難抜歯を埋伏歯で算定している例が認められた。\*
  - ウ 難抜歯の算定において、診療録

に歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行った記載がない例が認められた。

エ 埋伏歯の算定において、歯冠が3分の2以上の骨性埋伏である下顎水平埋伏智歯に該当しないものを算定していた例が認められた。

[ア〜エいづれも返還金事例]。

- ② 診療録の手術内容の記載に具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

- ③ 難抜歯の算定において、診療録の手術内容の記載に(が)

ア 不十分な例が認められたので適切に記載すること。

イ 具体性を欠く不十分な例が認められたので適切に記載すること。

- ④ 難抜歯及び埋伏歯の抜歯手術において、診療録の手術内容の記載に(が)

ア 不十分な例が認められたので適切に記載すること。

イ 具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

#### (3) 顎骨腫瘍摘出手術

- ① 算定要件を満たさない顎骨腫瘍摘出手術を算定していたので改めること。

ア 歯根嚢胞摘出手術(拇指頭大)を顎骨腫瘍摘出手術で算定していた例が認められた。[返還金事例]

#### (4) 歯の再植術

- ① 算定要件を満たさない歯の再植術を算定していたので改めること。

ア 歯槽骨骨折非観血的修復術を歯の再植術で算定している例が認められた。[返還金事例]

#### (5) 歯の移植術

- ① 歯の移植術において、診療録の手術内容の要点の記載に不十分な例が認められたので適切に記載すること。

#### (6) 歯根嚢胞摘出手術

- ① 算定要件を満たさない歯根嚢胞摘出手術を算定していたので改めること。

ア 歯根嚢胞が歯冠大に満たないものを算定している例が認められた。

[返還金事例]

#### (7) 口腔内消炎手術

- ① 算定要件を満たさない口腔内消炎手術を算定していたので改めること。

ア 手術部位、症状及び手術内容を診療録に記載していなかった。

イ 口腔内消炎手術の「2.歯肉膿瘍等」を「3.骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等」で算定していた例が認められた。

ウ 診療録の症状及び術式の記載が画一的な例が認められた。

[ア〜ウいづれも返還金事例]

次号では、口腔内消炎手術の続きの返還金のない指摘事項から「14.麻酔」、「15.歯冠修復及び欠損補綴」、「16.その他」II特記事項」までを掲載予定。なお、項目の小見出しが当初の予告と変更になっています。